



同時発表：公正取引委員会四国支所
四国経済産業局

令和8年9月29日
四 国 運 輸 局

四国地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議の設置及び 令和8年度集中監視月間出発式等の実施について

1 「物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」の設置

公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省は、物流分野における取引の適正化のために、連携しながら製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「取適法」という。）等の迅速かつ厳正な執行に取り組んでいます。

今般、物流分野全体の取引適正化のために、取適法等の執行連携を更に強化するとともに、日本全国で取適法の違反行為及び貨物自動車運送事業法等の違反の原因となる行為の監視を強化するため、四国運輸局は、公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所（以下「公正取引委員会四国支所」という。）及び四国経済産業局とともに、「四国地区物流分野取引適正化地方ブロック連絡会議」を設置することとしました。

2 「集中監視月間」における合同荷主パトロール出発式の開催

四国運輸局、公正取引委員会四国支所及び四国経済産業局は、国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」（令和8年10月及び11月）において、荷主事業者に対する合同荷主パトロール等を実施することとし、その出発式を下記のとおり執り行います。

記

- ・ 日 時 令和8年10月2日（金）11時00分～11時30分
- ・ 場 所 高松サンポート合同庁舎南館1階 103中会議室
（高松市サンポート3-33）
- ・ 取材申込 出発式は取材・撮影が可能です。
取材・撮影を希望される方は、10月1日（木）15時までに、
以下の問い合わせ先に御連絡ください。
問い合わせ先：四国運輸局 自動車交通部 貨物課
連 絡 先：087-802-6773

【問い合わせ先】

四国運輸局 自動車交通部 貨物課
TEL：087-802-6773